

グローバル外為行動規範 2024年改定の概要

本資料では、グローバル外為行動規範の2024年改定における変更点を説明します。詳細は、以下のグローバル外為市場委員会（GFXC）公表資料をご覧ください。

https://www.globalfxc.org/uploads/gfxc_3year_review_outcomes_dec2024.pdf

（注）本資料とGFXC公表資料で記載の齟齬が生じる場合は、GFXC公表資料の記載が優先します。

1. 原則およびディスクロージャー・カバーシートの改定

2024年の改定では、原則9、原則10、原則35、原則50、原則51の5つの原則が修正されました。

- ・ 原則9では、電子取引プラットフォーム上で顧客取引等により生成されたデータを、匿名化されておらず、集計もされていない状態で第三者（例外規定はコード本文参照）に共有する場合について、明確なポリシーの開示を求める修正が加えられました。

※この改定を踏まえ、「流動性提供者」および「プラットフォーム」のディスクロージャー・カバーシートも修正されました。

- ・ 原則10の修正は、プリンシパルの役割の中で、顧客からの委任を受けて外為取引を行うサービス提供者（カストディアン、プライムブローカー、先物清算の受託者、ヘッジサービス・プロバイダー、その他のサービス提供者など）について、外為取引の執行の透明性を高めることを目的としています。ここで想定されているのは、プリンシパルが、事前の書面合意に基づいて、顧客に代わって外為取引を主導的に執行する取引形態です。
- ・ 原則35では、外為決済リスク削減の観点から、考慮すべき決済方法の優先順位が明示されました。また、市場参加者が外為決済手法を定期的にレビューすることが推奨されています。
- ・ 原則50では、外為決済リスクの測定、モニタリングおよび管理について、記述が精緻化されました。
- ・ 原則51では、標準決済指図（SSI）の使用を促進するとともに、同一の取引相手との間で、特定の商品、通貨のために、複数の決済指図を使用することは推奨されないことが明示されました。

変更箇所

原則 9

市場参加者は、自己が取引を行う立場に基づき、顧客のオーダーを公正かつ透明性をもって取り扱うべきである。

市場参加者は、顧客のオーダーを、公正に、かつ透明性をもって取り扱うことが期待されている。その具体的な方法及び関連する適切な慣行の内容については、上記の原則 8 で説明したとおり、市場参加者の役割によって異なる。外国為替市場では、伝統的にプリンシパル取引が主流となっているが、一部にエージェント取引が存在する。そのため、この原則は、プリンシパル取引、エージェント取引双方のケース、さらには外国為替電子取引プラットフォーム及びインターディーラーブローカーのケースも想定している。

役割

役割にかかわらず、オーダーを取り扱う市場参加者は、次のことを行うべきである。

- 顧客にとって公正で透明性のある結果を得るための、明確な基準を有すること、
- 真実を述べること、
- 明確で誤解の余地のない表現を使うこと、
- 提示している価格が、取引可能なものか、単なる気配値なのかを明確にすること、
- 顧客が顧客自身にとって不適切と思われる商品についてのオーダーを依頼してきた場合、それを拒否するための適切なプロセスを用意しておくこと、
- マーケットを混乱させる意図をもって取引を行わないこと（詳細については取引執行の原則 12 を参照）、及び
- 顧客オーダーの交渉を行う前に、顧客に対して適切な開示及び情報の提供を行うことで、顧客が取引を行うべきか否かについて十分な判断材料を持った上で決定できるようにすること。

市場参加者は、顧客に対して、次のような事柄について認識させるべきである。

- オーダーが合算ベース又は時間順に取り扱われるのか等、オーダーの取り扱い及び取引がどのように行われるのか、
- 顧客に開示している取引条件に基づき、取引執行が電子又はマニュアルで行われる可能性、
- 取引執行ポリシーに影響する可能性のある様々な事柄。一般的には、ポジショニング、顧客のオーダーを管理している市場参加者がオーダーに関連するリスクを負担し

ているか否か、その時点での流動性及びマーケットの状況、その他の顧客のオーダー及び／又は取引戦略が含まれる、

- 裁量が行使される、又は行使が想定される場合、裁量の行使方法
- 取引依頼及び／又はオーダーが拒否される可能性がある場合、そのよりどころとなる根拠、並びに
- 可能な場合には、タイムスタンプにかかるポリシーや、タイムスタンプがオーダーの受領時及びオーダーのトリガー・執行時の両時点において適用されるのかといった点（詳細についてはリスク管理とコンプライアンスの原則 36 を参照のこと）。

顧客のオーダーをプリンシパルとして扱う市場参加者は、次のことを行うべきである。

- プリンシパルとして市場参加者が顧客と取引する根拠となる、条項及び条件（次のような内容を含むもの）を開示すること、
 - 当該プリンシパルが取引当事者として行動し、顧客の取引相手として取引を行うこと、
 - 当該プリンシパルが、RFQ (request for quote)、気配値リクエスト、オーダーについての相談又は発注、その他取引執行につながる可能性のあるあらゆる意向表明を受けて、どのようにコミュニケーションを行いまた取引を行うのか、及び
 - 当該市場参加者がプリンシパルとして行う取引と、マーケットメイキングの間で生じ得る・生じた利益相反をどのように特定し、対処するのか。
- マーケットリスクが移転される時点について明確にすること、
- マーケットメイキングやヘッジ等のリスク管理が、トレーディング戦略、ポジショニング、想定されるリスク、その時点での流動性やマーケット状況にふさわしいものであること、及び
- グローバル外為行動規範の他所に規定された適切なガイドラインに沿った、マークアップポリシーを社内ルールとして整備しておくこと。

顧客のオーダーをエージェントとして取り扱う市場参加者は、次のことを行うべきである。

- エージェントとしての顧客との関係性について、顧客に対して説明を行うこと、
- 顧客により依頼された結果を達成すべく努めること、
- 顧客のオーダーに関係する以下のような情報を提供する、透明性のあるオーダー執行ポリシーを設定すること、
 - 顧客のオーダーをどの市場で執行しうるのか、

- 取引を執行する場所（venues）の選択に影響を与える事柄、
- エージェントが顧客のオーダーを速やかかつ公正に執行する方法。
- 契約期間を通じて適用される報酬及び手数料等の取引条件について顧客に対して透明性を担保すること、及び
- エージェントとして受けたオーダーに関する情報は、競争力のあるクオートのために必要な限りにおいてのみ、マーケットメイク又はプリンシパルとして取引しているトレーディングデスクと共有することができる（詳細については情報共有の原則 19 を参照）。

外国為替電子取引プラットフォームを運営している市場参加者は、以下のことを行うべきである。

- 利用者にとって透明性のあるルールを策定すること、
- 電子レート配信サービスの利用に適用される可能性のある制限又は義務について明確化すること、
- マーケットリスクが移転する時点について明確にすること、及び
- （顧客が利用可能な全てのサービスから選択する機会を持てるよう）マーケットデータ等、提供されているサブスクリプションサービス及び関連する便益に関する適切な開示を行うこと。
- 複数の流動性提供者を受け入れる場合、顧客インタラクションデータ（例えば、顧客との間で生成されたオーダーや取引に関するデータ）を、匿名化されておらず、集計もされていない状態で第三者へ共有する場合、そのポリシーについて、該当する開示文書（ルールブック、ガイドライン等を含む）内のマーケットデータポリシーに少なくとも、このマーケットデータがどの程度の粒度で、どのユーザータイプが、どのような頻度と時差で入手可能か、をの中で、少なくとも以下の点を含む形で、明確に述べること。
 - どの程度の粒度で利用可能とされるか
 - どのユーザータイプが利用可能とされるか
 - どのような頻度と時間差で利用可能とされるか

顧客インタラクションデータは、顧客による潜在的なまたは実際に行われた外国為替取引に関するデータ（RFQ を含む）や、顧客のオーダーや取引の執行に関するその他の取引データを含むが、これに限るものではない。

この項目は、顧客が明確に同意した場合の第三者へのデータ共有や、原則 20 に沿った第三者へのデータ共有（規制当局や公的当局等の第三者へのデータ共有を含む）には適用されない。

顧客がデータ共有に関するポリシーをより簡単に比較できるようにするために、GFXC のディス

クロージャー・カバーシートの利用が推奨される。

固有識別子（「タグ」）を用いるアノニマス（匿名）外国為替電子取引プラットフォームを運用する市場参加者は、該当する場合、以下のことを行うべきである。

- タグ付けのためにどのような具体的なカウンターパーティ情報が提供されるか、及びこの情報が誰に対して開示されるかを全利用者に適切な開示を行うこと、
- 取引のどの段階で利用者タグがカウンターパーティに提供されるかを示し、全利用者に適切な開示を行うこと、
- 再タグ付けに関するポリシーを含め、タグがどのようにして割り当てられ、管理されるかに関する明確なポリシーを記載した開示文書（ルールブック、ガイドライン等を含む）を有すること、
- 全てのタグ割当て及び再タグ付けに関する監査証跡を保持すること。

インターディーラーブローカー（「IDB」）として取引を行う市場参加者は、以下のことを行うべきである。

- エージェントとしての役割において顧客のオーダーを取り扱う市場参加者に関して上記で説明されているものと同様の期待を満たすこと。

IDBは、ボイスブローカー等、ボイスで運営することも、一部又は全部を電子的に運営することも可能である。電子的要素も有している IDB は、外国為替電子取引プラットフォームでもあるとみなされ、従って、外国為替電子取引プラットフォームを運営している市場参加者について期待される内容も満たすべきである。

顧客として取引を行う市場参加者は、以下のことを行うべきである。

- 上記の他者に対して期待すべき責任について認識すること、
- 自己が依頼し引き受ける取引に伴うリスクを認識すること、及び
- 自己が受ける執行サービスについて定期的に評価すること。

原則 10

市場参加者は、オーダーを公正かつ透明性をもって、また注文方式の違いも考慮しつつ取り扱うべきである。

市場参加者は、執行においてオーダー方式別に配慮すべき事項があることに留意すべきである。

顧客のストップロスオーダーを扱う市場参加者は次のことを行うべきである。

- ストップロスオーダーの条件を定めるために必要な、参照価格（reference price）、金額、期間、及びトリガー等の情報を顧客から得ること、
- リスク管理取引がストップロスオーダーのトリガーレベルに近い水準で執行される可能性について顧客に開示すること、及び
- それらのリスク管理取引が参照価格（reference price）に影響を与え、ストップロスオーダーがトリガーされるきっかけとなり得るということを顧客に対して開示すること。

容認されない慣行の例

- ストップロスオーダーの水準にマーケットを動かすことを意図した取引又はその他の行為、及び
- 予め損失を負うことを前提としたストップロスオーダーを提示すること。

顧客のオーダーを執行する市場参加者（オーダーを部分執行する場合も含む）は、次のことを行うべきである。

- 顧客のオーダーの執行の是非及び方法については、その時点でのマーケットの状況及びその他顧客に対して開示された関連する事柄に基づき、その他関連のあるポリシーにも留意しつつ、公正かつ合理的に判断すること、
- 顧客のオーダーの執行（部分執行も含む）の是非及びその方法について判断し、その内容を実務上可能な限り速やかに顧客に伝えること、及び
- 顧客のオーダーのうち、顧客に指定された条件の範囲内で、複数の顧客のオーダー間の優先順位やその顧客に対してその時点のクレジットラインの利用状況等に応じ、執行可能なオーダーを全て執行すること。

特定のフィキシングレートで取引を行うオーダー（フィキシングオーダー）を取り扱う市場参加者は次のことを行うべきである。

- これに伴うリスクを理解し、適切な手続きを認識すること、
- 共謀等により、不適切な情報共有を行わないこと又は為替レートに影響を与えようとするしないこと、
- 直接的に、又はフィキシングにかかる顧客関連フローを通じて、自身が利益を得るためにフィキシングレートに故意に影響を及ぼさないこと、
- FSB（金融安定理事会）の外国為替指標に関する報告書における提言に沿って行動す

ること。例えば以下のことを含む

- 透明性のある手法で、かつ、かかる取引を受諾することにより負うリスクに見合ったプライシングを行うこと、
- フィキシングオーダーの受領及び執行に関する内部ガイドライン及び手続きを制定し実行すること。

容認される慣行の例

- ・ マーケット価格及び顧客の取引結果に対して故意に悪影響を与えない限りにおいては、フィキシングウィンドウの前、フィキシングウィンドウ内、及びその後においてオーダーの取引を行うこと。
- ・ 顧客のオーダーを纏め、ネットティング後の金額で執行すること。

容認されない慣行の例

- ・ 顧客に不利になるよう価格の吊り上げ又は押し下げを行う意図で、フィキシングウィンドウ内で数秒以内の間に、顧客のオーダーを超える量の売買を行うこと、
- ・ マーケット価格及び顧客の取引結果にとって故意に悪影響を与える目的で、フィキシングウィンドウの直前に売買を行うこと、
- ・ フィキシングウィンドウ内に、顧客に不利になるようなフィキシングレートの操作を企図し、大口の取引意図を見せること、
- ・ 特定の顧客がフィキシングレートで取引していることを他者に伝えること、及び
- ・ 顧客の利益に反して、他の市場参加者と共謀してフィキシングレートを吊り上げ又は押し下げる（情報共有の原則 19 及び 20 を参照）。

最後に、相当規模のマーケットインパクトを生じる可能性のあるオーダーを取り扱う市場参加者は、特に細心の注意を払うべきである。例えば、吸収合併に関連するもの等、事業上必要とされる一定の取引で、相当規模のマーケットインパクトを生じる可能性のあるものがある。

プリンシパルの役割の中で、顧客のオーダーを主導的に執行する市場参加者は、外国為替取引を執行すべき時点を特定した顧客との事前の書面合意（例えば、証券や先物の取引を支援する補助的なサービスや、外国為替のヘッジサービスに関する合意）に基づいて外国為替取引を執行する場合、次のことを行うべきである。

- ・ 書面合意におけるパラメータの範囲内で実行すること、
- ・ 透明性のあるオーダー執行に関するポリシーを、以下を含む形で策定し公表すること、

- 顧客オーダーの執行に影響を及ぼす事柄、
 - 取引を執行するプラットフォームの選択に影響を及ぼす事柄、及び
 - プリンシパルが顧客オーダーの公正かつ透明性のある執行をどのように提供するかに関する情報。
- 合意期間を通じて適用される報酬及び手数料等を規定した条項及び条件について顧客に透明性を担保すること、及び
 - 執行の質を顧客が評価できるよう、十分な情報を利用可能とすること。可能な場合には、執行時における（内部または外部の）参照レートとともに、執行日時に関する情報を含むべきである。

原則 35

市場参加者は、可能であれば payment-versus-payment (PVP) 決済を提供するサービスを用いる等、決済リスクを取り除く決済方法を通じて外国為替取引を決済する方法等ことにより、実施できる範囲で実務上可能な限り、決済リスクを低減すべきである。

市場参加者は、外国為替取引の決済方法を決定する際、決済リスクを削減するため、以下の序列を考慮すべきである。

1. 市場参加者は、実行可能な実務上可能な場合、決済リスクを取り除くべきである。
payment-versus-payment 例えば、(PVP)決済を提供する決済サービスを使用することにより、決済リスクを取り除くべきである。
2. PVP 決済を使用しない場合、決済リスクを取り除くことができない場合、市場参加者は、可能な限り決済リスクの規模及び期間を減らすべきである。外国為替決済債務のネットティング（特に、自動決済ネットティングシステムの使用を含む）が望ましい。
3. 実務上可能な場合には、グロスの二者間の決済は最小化されるべきである。

ネットベースでの支払い決済プロセス市場参加者は、外国為替取引の決済債務のネットティングを市場参加者が使用する場合は、実務上可能であれば、適切な書面（例えば、市場における標準的なネットティングにかかる書面）で裏付けるべきである。かかる決済債務のネットティングは、二者間でも多者間でも使用できる。

市場参加者は、カウンターパーティのオンボーディングプロセスの一環として、特定の商品や通貨に用いられる決済方法を事前に合意すべきである。一度合意された場合には、当該決済方法が一貫して使用されるべきであり、同一のカウンターパーティとのアドホックな取り決め

は、例外的な場合のみ考慮されるべきである。また、市場参加者は、決済リスクを実務上可能な限り削減する観点から、合意された決済方法の選択について、定期的にレビューすべきである。

参加者の外国為替オペレーションに関わる各分野の管理者や関係する従業員は、使用可能な場合、には PVP 決済の使用を含め、決済プロセス及び決済リスクの緩和に使用されるツールについて、少なくともハイレベルな知識を身につける詳細に理解しておくべきである。市場参加者は、外国為替決済に伴うリスクを低減するための内部での動機づけ及び仕組みを設けることを検討すべきである。例えば、手作業のプロセスではなく、自動化されたソリューションを使用することがこれにあたる。また、市場参加者は、決済リスク削減にかかる業界の動向をモニタリングし、ベストプラクティスの適用を目指すべきである。

~~カウンターパーティの選択した決済方法が原因で、市場参加者が決済リスクを低減できない場合（例えば、カウンターパーティが PVP 取引システムに参加していない場合や決済債務のネットティングの使用に同意しない場合）、市場参加者は、カウンターパーティのエクスポート・リミットを引き下げること、カウンターパーティが外国為替決済方法を変更する動機を与えること、又はその他の適切なリスク低減措置を講ずることを検討すべきである。~~

本項についての詳細に関しては、「取引確認と決済」の項目も参照。

原則 50

市場参加者は、他のカウンターパーティの同様の規模、期間にわたる信用リスクと同等に、自己の決済リスクの適正な測定、モニタリング及び管理を行うべきである。

~~PVP 決済を使用しないが実務上利用可能でない場合は、決済リスクの適正な測定、モニタリング及び管理を行うべきである。カウンターパーティのエクスポートの規模の過小評価を避けるため、市場参加者は、エクスポートには、リコール又は取消しできなくなった全ての支払いの全価値や、最終的に決済されたことが確認されていない全ての取引が含まれることを認識すべきである。拘束力のある事前限度額を設定し、同様の大きさで同様の期間にわたる他の信用リスクと同等の管理を同じカウンターパーティに対して行うべきである。顧客の限度額超過を認める決定を下す際には、しかるべき承認を得るべきである。~~

エクスポートの期間の過小評価を避けるため、市場参加者は、カウンターパーティの決済リスクが、売却した通貨のペイメントオーダーがリコール又は取消しできなくなった時点で発生し、購入した通貨の最終的な決済が確認された時点で消滅することを認識すべきである。

市場参加者は、特定のカウンターパーティに対して許容することができる最大のエクスポージャーを超えない範囲で事前限度額を設定し、他の信用リスクと同等の管理を同じカウンターパーティに対して行うべきである。市場参加者は、エクスポージャーが限度額を超過していないことを担保するためにその利用状況をモニターすべきである。カウンターパーティの限度額超過を認める決定を下す際には、しかるべき承認を得るべきである。

決済額のネットィングを行う場合は、ネットィング対象となっている当初の取引の確認についても、他の外国為替取引の場合と同様に行われるべきである。ネットィング対象となっている当初の取引は全て、ネットィングの計算を行う前に確認されるべきである。バイラテラルネットィングの場合、市場参加者が使用する決済額のネットィングプロセスには、二者間のネットィング額を、通貨毎に事前にその取引相手とのカウンターパーティ間で合意されたカットオフポイントで確認するための手続きも含まれるべきである。

~~リスクの規模及び期間の過小評価を避けるため、市場参加者は、売却した通貨のペイメントオーダーが、確実にリコール又は取消しできなくなった時点（これは決済日より前になる場合もある）でカウンターパーティの決済リスクが発生することを認識すべきである。また、市場参加者は、照合プロセスの間に取引が最終的に決済されたことが確認されるまで、資金が受け取れない可能性があることも認識すべきである。~~

原則 51

市場参加者は、標準決済指図（standing settlement instructions Standard Settlement Instructions : SSI）を利用すべきである。

市場参加者は、取引関係にある相手との間で、実務上可能な場合には、該当する全ての商品及び通貨のためのについて、SSI を用いるべきである。SSI の入力、認証、メンテナンスについての責任は、トレーディング及びセールスを担当している従業員とは明確に分離され、理想的には、取引決済について責任を負うオペレーションの従業員からも分離された従業員によって負担されるべきである。SSI は、安全に保管され、STP（straight-through processing）がスムーズに行えるよう、全ての関連する決済システムに提供されるべきである。

同一の取引相手との間で特定の商品、通貨のために （単一の SSI ではなく） 複数の **SSI 決済指図** を使用することは推奨されないず、その使用はビジネス上のリスクあるいは理由により必要となった場合に限られるべきである。例えば、市場参加者が複数のビジネスラインを持ち、ビジネスライン毎に異なる SSI を運用している場合や、市場参加者が同一の通貨に対して複数のカスタディアンを利用している場合が該当する。

同一の取引相手との間で特定の商品、通貨のために複数の **SSI決済指図** を使用することは、決済リスクを生ずる可能性があるため、適切な管理が必要である。複数の決済指図が利用される場合には、別途の通知がない限り適用される既定の SSI を定めるべきである。

SSI は、取扱開始日を明確に設定すべきで、少なくとも 2 名以上によるレビュー等の適切なプロセスによる承認のもとで補足され、修正されるべきである（監査証跡記録を含む）。SSI の変更を行う場合には、新たな SSI の適用日に先立ち、事前に十分な余裕をもって取引相手に通知すべきである。可能な限り、SSI の変更、通知、新規 SSI は、認証済みの標準化されたメッセージフォーマットで送付されるべきである。

全ての取引は、取引実行日の時点で有効な SSI に従って決済されるべきである。SSI 変更の時点で未決済であり、新規 SSI の開始日以降が取引実行日である取引については、決済前に（二者間、又は認証済メッセージの一斉送信を介して）再度確認されるべきである。

SSI が利用できない場合（又は既存の SSI がその特定の取引には妥当でない場合）、代替決済指示が実務上可能な限り速やかに送付されるべきである。これらの指示は、認証済みのメッセージを介して、又はその他の安全な方法によって取り交わされるべきで、その後、取引確認のプロセスの一部として検証されるべきである。

2. 具体的な例示の追加

原則 9 および 10 の改定をふまえ、「付属書 1」に以下の例示が追加されました。

- アセットマネージャーが外国為替電子取引プラットフォームを利用して、50 million GBP/USD を買う取引を執行。当該プラットフォームは、TCA を提供する第三者へ、合算されず匿名化されていない取引の詳細（例えば、オーダーの額やオーダーの開始時間、取引価格、執行依頼受領時のミッド価格、等）を提供する。取引データは、プラットフォームに対し顧客の外国為替にかかる行動の分析を提供する外国為替の分析業者へも提供される。当該取引から生じる収益等の財務関連の詳細な情報は、プラットフォーム

ムの監査法人に共有される。

プラットフォームは、合算されず匿名化されていない取引データを TCA 提供者や外国為替の分析業者へ共有することを、該当する開示文書を通じて開示すべきである。その際、当該情報は、GFXC のディスクロージャー・カバーシートによって開示されることが推奨される。なお、プラットフォームは、収益に関するデータを監査法人に共有することは、原則 20 において許容されていることから、開示する必要はない。

- 市場参加者が、プリンシパルとして、カストディアンとしての責務や外国為替サービスに関する顧客との書面合意における条項に沿ったかたちで、顧客を代理して、証券を購入するために ZAR を購入。その際、事前合意に定められたスプレッド／手数料を、市場にて取引された為替レートに適用。市場参加者は、執行の質について顧客が判断するうえで有益な情報として、可能な範囲で、取引が執行された時点の市場における参照価格とともに、取引日時を提供する。

当該事例は、以下の通り、原則 10 の中でも、より厳格な開示要件に関する基準を満たすものである。

- 市場参加者は、プリンシパルとして、顧客を代理し、取引を主導的に執行している。
- プリンシパルが取引を主導的に執行することを認める事前の書面合意が存在している。

こうした立場で行動する市場参加者は、適用される報酬及び手数料を含め、執行関係の条項及び条件を、明確に設定すべきである。

- 顧客が外国為替電子取引プラットフォームのチャット機能を用いて、カウンターパーティの銀行にリミットオーダーを預け、30 million AUD/USD を現在の市場レートよりも上のレベルで売ることを求めた。顧客は、銀行が原則 10 の中でも厳格な開示要件を遵守すること、特に、取引に関連する報酬や手数料に関する完全な開示を行うこと、を期待している。プリンシパルは、顧客が主導したオーダーは、こうした厳格な開示が要請されるケースには当たらないことを強調し、詳細な情報開示を丁重に断った。

本事例では、取引執行を主導したのは、顧客を代理した市場参加者ではなく、顧客自身である。また、市場参加者が取引を主導的に執行することを認める事前の書面合意は存在しない。両条件を満たしていないため、原則 10 のうち、プリンシパルの役割の中で、顧客のオーダーを主導的に執行する市場参加者を対象として特に定められた考慮事項や開示要件は適用されない。ただし、原則 10 に定められる他の種類のオーダーに関連する考慮事項や開示要件は適用される。

3. 序文の修正

「序文」に以下の文章が追加されました。

GFXCは、外国為替市場の特定の分野について、知識の普及や理解深耕を促進するとともに、関連する場合には、それらがグローバル外為行動規範に記載された適切な慣行に関する原則とどのように関係するかを周知するために、随時レポートを公表している（GFXC レポート）。GFXC レポートは、グローバル外為行動規範の原則の背景や実務への適用に関する有益な説明資料を含むが、グローバル外為行動規範や遵守意思表示の一部ではない。これらの GFXC レポートは、GFXC のウェブサイト（www.globalfx.org/resources/reports/）に掲載されている。

【東京外国為替市場委員会注】一部の資料については、日本語訳を、東京外国為替市場委員会のウェブサイト（www.fxcomtky.com/coc/）に掲載している。

- [GFXC Execution Principles Working Group Report on Last Look](#)
【日本語訳】 [グローバル外国為替市場委員会：ラストルックに関する執行原則ワーキンググループの報告書](#)
- [Commentary on Principle 11 and the role of pre-hedging in today's FX landscape](#)
【日本語訳】 [グローバル外国為替市場委員会：原則 11 及び外国為替市場の現況下におけるプリヘッジの役割の解説](#)
- [The Role of Disclosure and Transparency on Anonymous E-Trading Platforms](#)
- [The Role of 'Cover and Deal' Arrangements in the Global FX Market](#)
- [The Role of Disclosure and Transparency in the Global FX Market](#)

4. 用語集の修正

「用語集」に以下の2つの用語が追加されました。

標準決済指図（SSIs）：事前に合意された支払指図で、同一の取引相手との間で特定の商品、通貨の取引が執行されるごとに、資金移動の際に用いられるもの。Standard Settlement Instructions の略だが、“standing settlement instructions”とされることもある。

取引実行日：市場参加者とそのカウンターパーティの合意に基づき、関連する支払いを行い、取引される通貨の所有権を移転することにより、債務の決済を行う日。

以 上